

川俣町 高齢者インフルエンザ予防接種 説明書

インフルエンザは鼻水・くしゃみ・咳などのかぜ症状だけでなく、高熱・頭痛・筋肉痛・関節痛など全身の症状が強いことが特徴で、肺炎を併発しやすく重症化すると命の危険性もあります。

インフルエンザは予防が何より大事です。予防の基本は、手洗い、うがい、マスクの着用、喚気などの基本的な感染症対策と、流行する前に予防接種を受けることです。ワクチンを接種することで体内に抗体をつくり、インフルエンザにかかりにくくし、かかっても重くならないようにするのが目的です。かかりつけの医師によく相談し、予防接種を受けるようにしましょう。

◆予防接種対象の方

川俣町に住民票を有している

- 1 接種当日 65 歳以上の方
- 2 接種当日 60～64 歳の心臓、腎臓、呼吸器などに障がい有する方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方で、それらの病気で身体障害者手帳 1 級をお持ちの方(身体障害者手帳をお持ちください)

※「インフルエンザ」の定期接種は、予防接種を受ける本人が予防接種の効果や副反応等理解したうえで、「予防接種をする」という意思が確認できない場合は、実施できません。認知症等で理解が難しく意思が確認できない場合には、任意接種となります。

◆接種期間 令和8年 10 月 1 日(木)～令和8年 12 月 28 日(月)

予防接種を受けてから十分な効果が続く期間は、接種後約 2 週間から約 5 か月間とされています。10 月から 12 月中旬までに接種を受けましょう

◆予防接種を受ける前に

- 1 高齢者インフルエンザ接種は、自らの意志と責任で接種することが原則です。説明書をよく読んでから接種してください
- 2 予防接種を受けるには、インフルエンザ予防接種予診票（医療機関に準備してあります）が必要です。接種する方が責任をもって記入し、提出してください。
- 3 ただし、次の方は予防接種を受ける際に、医師とよく相談をしてください。
 - ☐ 過去に予防接種でアレルギーをおこしたことがある方
 - ☐ インフルエンザ予防接種液の成分（鶏肉・鶏卵等）に過敏症がある方
 - ☐ 明らかに発熱している方
 - ☐ 心臓病・腎臓病・肝臓病・呼吸器の病気、血液その他慢性の病気で治療を受けている方
 - ☐ けいれんをおこしたことがある方
 - ☐ 免疫機能に異常のある方
 - ☐ その他、医師に不適当な状態と判断された方

（裏面もご覧ください）

◆持ち物

- ①予診票 ②マイナ保険証又は資格確認書
- ③自己負担金 1,500 円（生活保護の方は無料です）

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1 インフルエンザワクチンの副反応（接種部位のひどい痛みやはれ、全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気 だるさなど）は、通常2～3日でなくなります。まれに、ショック、アナフィラキシー様症状等（発疹、じんましん、かゆみ、呼吸困難等）がみられることもあります。比較的すぐに起こるため、接種後30分間は医師と連絡が取れるようにしておきましょう。
- 2 入浴は差し支えありませんが注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 3 接種当日は、普段どおりの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- 4 接種済証は大切に保管してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

- 1 定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院治療が必要になったり、障害を残したりするなどの健康障害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。
- 2 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、葬祭料、遺族年金、遺族一時金等の給付が行われます。 ※請求期限あり
- 3 健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村により給付が行われます。厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。まずは予防接種を受けた病院を受診したあと川俣町役場保健福祉課健康増進係にご相談ください。
- 4 予防接種に基づく定期接種として定められた期間を過ぎたり、本人の意思確認が難しいなかで接種を希望したりする場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。窓口は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（0120-149-931）となります。

【問合せ先】 川俣町役場保健福祉課 健康増進係 電話566-2111